

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

町の平坦部・中山間部の豊原・添川・豊川地域では、水稻・大豆・アスパラを主体とする土地利用型農業が展開されており、認定農業者等の担い手への一定の農地の利用集積が図られたが、個々の担い手の経営農地は分散しており、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している状況にある。

また、今後10年で更に農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測されている。

担い手がこのような状況の中で、将来にわたって豊原・添川・豊川地域の農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが緊急の課題となっている。

次に町の山間部の中津川地域では、農業後継者の減少が続く中、認定農業者や農業生産法人の組織化により、水稻を主体としたの農地の利用集積が進んできたが、山間部の地理的条件等もあり、農作業の効率化が困難な状況にある。

このため、農地利用集積円滑化団体は、こうした地域の農用地の利用状況や面的集積の課題等を的確に把握し解決できる者とし、具体的には、従来から認定農業者等の担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っていること、地域の農用地の利用状況、農用地の所有者（出し手）や認定農業者等（受け手）に関する情報に精通していること、農用地の出し手や受け手との情報交換、利用調整活動等に積極的に取り組む意向があること及び農用地の利用調整活動を行う体制が整っていること等の条件を満たす者とする。

2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

町における農地利用集積円滑化事業は、森林地域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を対象として行うこととする。

3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア．農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ．アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ．その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア．農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ．農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ．農用地等の管理に関する事項

エ．その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

事業実施地域に関する事項

事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携及び調整に関する事項

その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

町は、町内の「人・農地プラン」を区域として農地中間管理事業を行う、農業支援センターとの連携の下に、普及啓発活動を行うことにより同センターが行う事業の実施の促進を図る。

(3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

当該事業により貸付け等を行うことができる相手方（農業生産法人以外の法人等については貸付（賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。

また、貸付け等の相手方が農地中間管理機構を通じた転貸等を希望している場合には、農地中間管理機構を貸付等を行う相手方とすることができる。

(4) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

当該事業を実施するに当たっては、農用地等の効率的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付等の相手方を指定しないこととする。

当該事業を実施する場合には、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と農地利用集積円滑化団体が委任契約を締結することとする。なお、委任契約の締結に当たっては、当該事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲について、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めることとする。

当該事業を行う農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申し込みを受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒んではならないこととする。

(5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

農用地等の売買価格は、近傍類似の取引価格を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

(6) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県、県農業会議、町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体と適切な連携を図るものとする。

農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業、町が行う農業経営基盤強化促進事業、その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、県、県農業会議、町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体と連携して農用地等の所有者及び効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及活動に努めるものとする。さらに、農用地等の所有者の利用に資するため、農業委員会の協力を得て相談窓口を設置する。

農地利用集積円滑化団体は、委任の申し込み及び買入れ又は借り受けた農用地等を事業実施地域のいずれの者に面的にまとまった形で貸し付けるか等について、農業委員会と連携・調整を図ることとし、農業委員会は農業者から農用地について利用権の設定を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出があった場合は、必要に応じて農地利用集積円滑化団体と調整を図ることとする。

(7) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「農林水産省令」という。)第12条の10に基づき、町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、町から承認を受けるものとする。

町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、の承認をするものとする。

ア. 基本構想に適合するものであること。

イ. 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を凶るうで支障が生ずるものでないこと。

ウ. 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当って、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に凶るための基準を有していること。

オ. 農地利用集積円滑化事業を行うに当って、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が凶られると認められるものであること。

カ. 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

キ. 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供する土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について、の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

町は、の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の掲示板への掲示により公告する。

からまでの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

及びの規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(8) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

町は、農地利用集積円滑化団体が、次に掲げる事項に該当するときは、(7)のの規定による承認を取り消すことができる。

ア. 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合に

っては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなったとき。

イ．農地利用集積円滑化団体が の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ．農地利用集積円滑化団体が の規定による命令に違反したとき。

町は、 の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を町の掲示板への掲示により公告する。

(9) 町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

町が の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。

に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(7)の に掲げる要件に該当するものとする。

町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の掲示板への掲示により公告する。

町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の掲示板への掲示により公告する。

及び の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 7年 3月 9日から施行する

この基本構想は、平成12年 9月 8日から施行する。

この基本構想は、平成20年 1月24日から施行する。

この基本構想は、平成22年 6月 1日から施行する。

この基本構想は、平成26年 9月 日から施行する。